

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和2年6月11日京都市条例第 8 号）（行財政局人事部給与課）

現在実施している市長及び副市長の期末手当の額の特例措置について、令和2年6月に支給する期末手当に係る減額割合を引き上げる必要があるため、次の措置を講じることとしました。

令和2年6月に支給する市長の期末手当の額に関する第3条の規定の適用については、同条中「減額割合」とあるのは、「100分の30」とし、同月に支給する副市長の期末手当の額に関する同条の規定の適用については、同条中「減額割合」とあるのは、「100分の20」とすることとしました。

この条例は公布の日から施行することとしました。

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年6月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第 8 号

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年6月に支給する期末手当の額の特例)

- 3 令和2年6月に支給する市長の期末手当の額に関する第3条の規定の適用については、同条中「減額割合」とあるのは、「100分の30」とし、同月に支給する副市長の期末手当の額に関する同条の規定の適用については、同条中「減額割合」とあるのは、「100分の20」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)